

○鳥取大学大学院連合農学研究科博士学位論文審査基準

〔平成26年8月22日制定〕
〔連合農学研究科要項等第2号〕

【審査体制】

学位論文の審査は、主査1名及び副査4名の委員より構成された審査委員会を設置し、公開審査会において厳正かつ適正に行う。

【評価項目】

1. 研究主題の意義

論文で扱う課題設定が、農学及び関連分野の研究蓄積を踏まえて明確に示され、新規性、独創性、応用性を持つ学術論文として意義あるものと認められるか。

2. 先行研究の理解と提示

研究主題の探求に際して、先行研究の適切な資料や文献が引用されているか。利用した資料や文献について正確な読解や的確な評価が行われているか。また、論旨を展開する上で先行研究の資料や文献について適切に言及されているか。

3. 学位論文の基礎となる学術論文の公表

「鳥取大学大学院連合農学研究科学位論文に関する細則」第2条及び第6条に定められた「学位論文の基礎となる学会誌等に公表された学術論文」の内容が、提出された論文の中に盛り込まれているか。

4. 研究方法の妥当性

研究主題探求のために採用された、材料、資料、あるいは実験、調査、解析等の研究方法は適切か。とくに研究倫理面や研究遂行上の安全性に配慮した研究方法がとられているか。

5. 論証方法や結論の科学的妥当性

問題設定から結論にいたる論旨は、明確で実証的かつ論理的に展開されているか。

6. 論文の形式と体裁

語句の使い方や文章表現は的確かつ統一されているか。文献等の引用や図表の提示等、論文としての体裁が整っているか。

【評価基準】

上記1～6の評価項目のすべてを満たすものを学位論文として認める。

附 則

この要項等は、平成26年8月22日から施行する。